

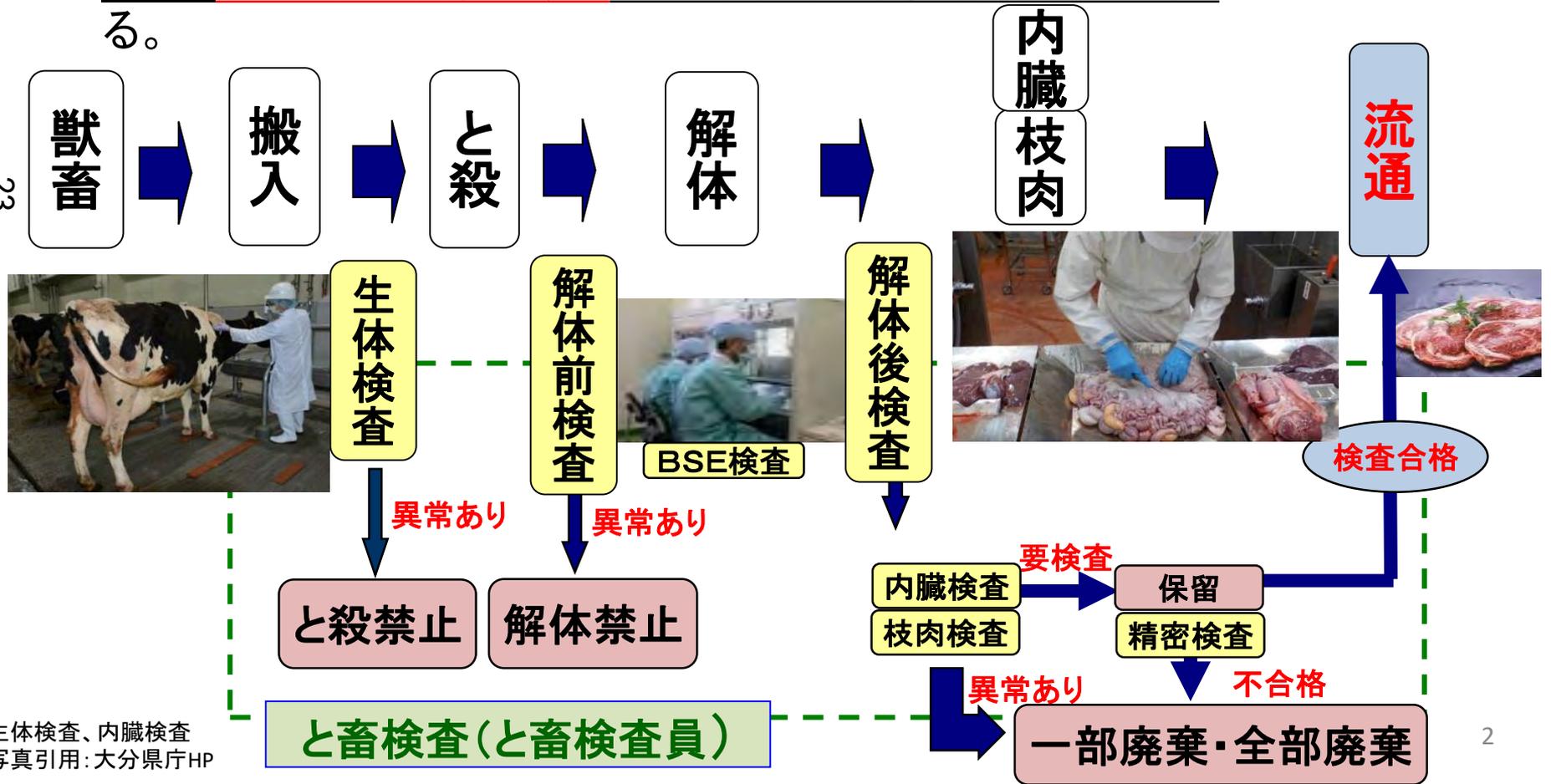
# と畜検査について

令和3年8月

厚生労働省医薬・生活衛生局

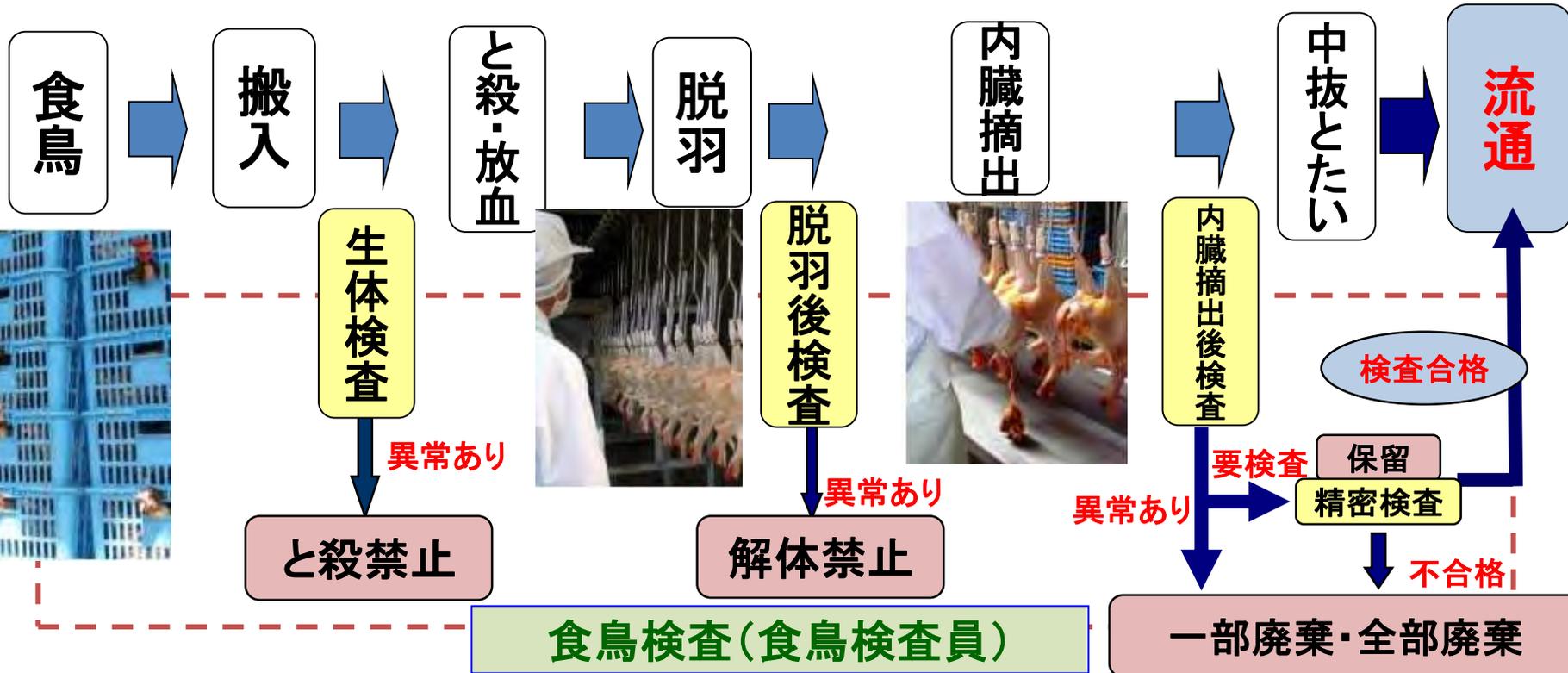
# と畜検査員による獣畜(牛、豚等)の検査(と畜検査)について

- と畜検査は、と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条に基づき、獣医学的知識をもって、疾病や異常のある獣畜やその肉を、食用不可として排除するための検査。
- 検査は、生理学、解剖学、病理学、微生物学等獣医学の専門知識をもった獣医師(と畜検査員)が望診、触診、解剖等により行うこととしている。



# 食鳥(鶏、あひる等)の検査(食鳥検査)について

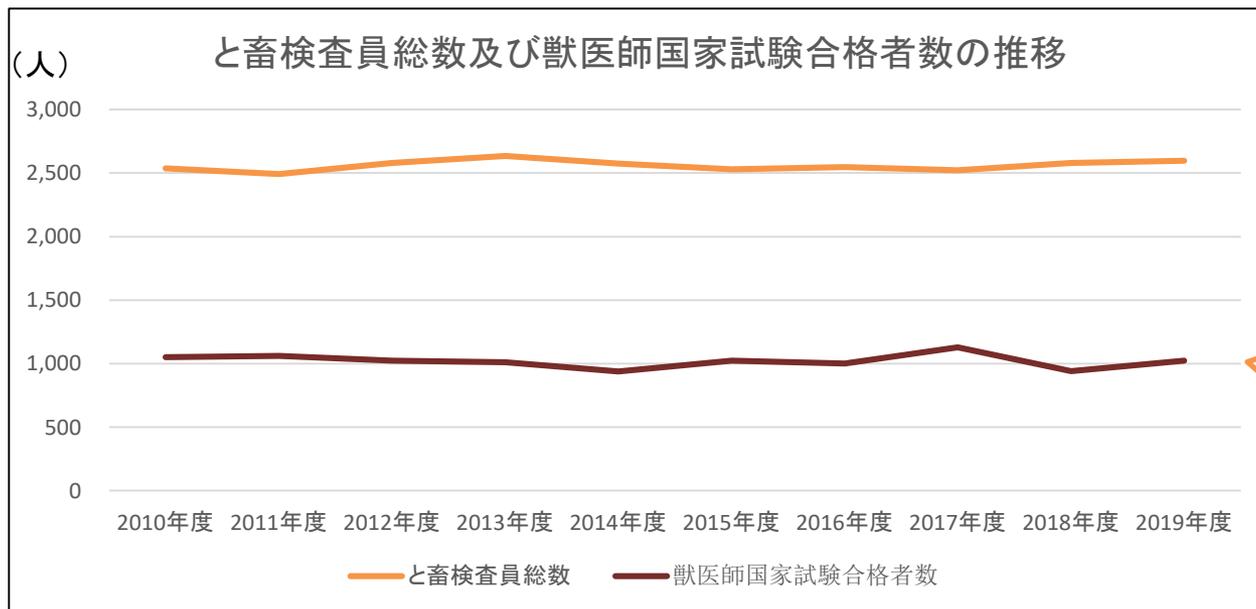
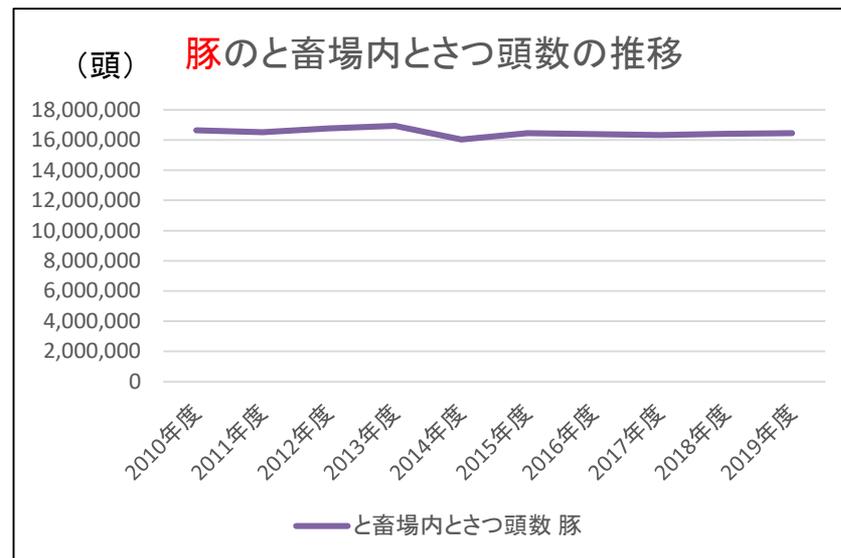
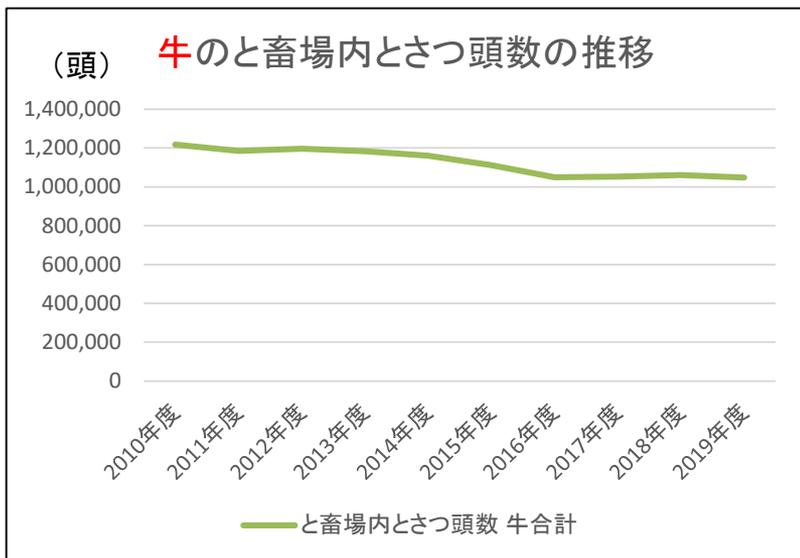
- 食鳥検査は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第15条に基づき、獣医学的知識をもって、疾病や異常のある食鳥やその肉を、食用不可として排除するための検査。
- 食鳥検査は、と畜検査と同様、獣医学の専門知識をもった**獣医師(食鳥検査員又は指定検査機関の検査員)**が行うが、食鳥検査のうち、と殺後の検査(脱羽後検査及び内臓摘出後検査)については、検査員の監督のもと、食鳥処理場の従業員である食鳥処理衛生管理者に食鳥とたいの状況について視覚や触覚等を用いて異常の有無を確認させることで、食鳥検査のうち、食鳥とたいの状況についての望診及び触診の一部を簡略化することを可能としている。



※脱羽後検査及び内臓摘出後検査については、食鳥検査員の監督下で食鳥処理衛生管理者が確認することが可能

# と畜検査員を取り巻く状況

25



牛、豚ともに、とさつ頭数に大きな変化なし

と畜検査員の総数、獣医師国家試験合格者数はいずれも横ばい

# 食品の国際貿易のルール

我が国から輸出される食肉について、輸出先国から、輸出先国と同等以上の基準で衛生的にと殺・解体されていることの公的な証明を求められている。



- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定(WTO・SPS協定)(第4条 措置の同等など)
  - コーデックス委員会※の同等性の認定及び衛生証明書<sup>26</sup>の取扱いに関するガイドライン
- ※ 食品安全の国際基準を策定する政府間組織

## <輸出協議の流れ>

輸出協議において、輸出先国がわが国のと畜検査制度と、輸出先国の制度との同等性を確認



と畜検査制度の同等性が確認された後、衛生証明書様式を含む輸出条件に合意



輸出条件に適合すると認定された施設からの輸出開始

# 「食鳥検査」と「と畜検査」の比較

	食鳥検査	と畜検査
検査対象動物の月齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若齢(肉用若鶏で60日齢)</li> <li>→後天的要素の影響が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢(牛:30か月齢、豚:6か月齢)</li> <li>→後天的要素の影響を受けやすい</li> </ul>
検査対象動物の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の飼養管理の下、飼育された鶏群(ロット)から搬入される</li> <li>→疾病や異常の出現が類似</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な飼養管理下で育てられた動物が搬入される</li> <li>→疾病や異常の出現が個体ごとに様々</li> </ul>

27

1農場からまとめて搬入される



食鳥写真引用:千葉県庁HP



複数の農場から搬入される

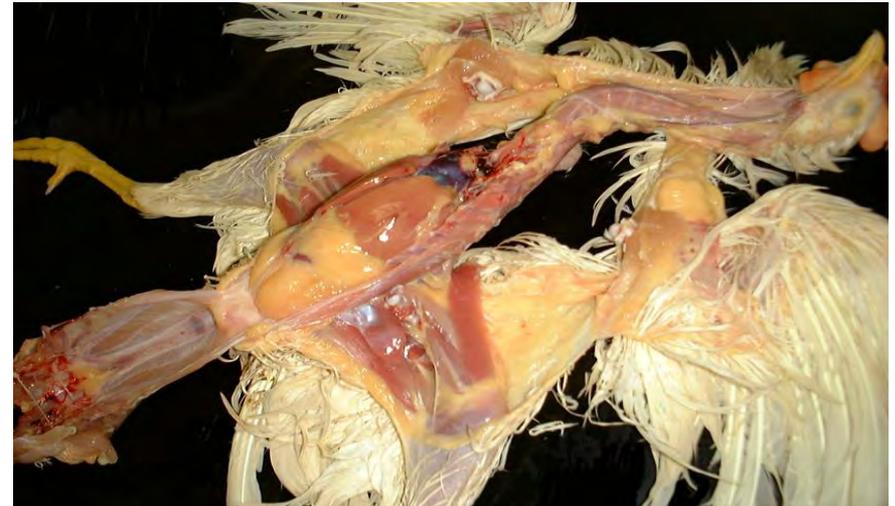


# 食鳥検査方法・廃棄方法

## 内臓摘出後検査



## 検査対象



- ✓ とたいと内臓を一度に観察可能
- ✓ 検査はとたい表面、関節、翼、脚部、内臓(肝臓、脾臓、心臓及び腸管等)の確認が主
- ✓ 廃棄単位は一羽全体など

→1羽単位の異常の有無の判断が比較的容易

→病変部分を容易に排除することが可能

# と畜検査方法・廃棄方法

## 頭部検査



## 内臓検査



## 枝肉検査



- ✓ 部位ごとに観察が必要

- ✓ 別々の部位に病変が現れる疾病あり  
(例:牛白血病はリンパ節、心臓、第四胃などに病変が出現)
- ✓ 検査はとたい表面、関節のほか、頭部、各臓器、リンパ節、腺の確認が必要  
(必要に応じて切開した断面の確認も必要)
- ✓ 廃棄単位は病変部位

→1頭単位の異常の有無の判断が容易ではない  
→病変部位の範囲の判断が必要

## 内臓検査



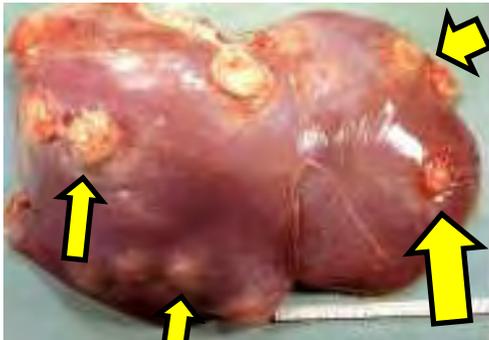
- ・獣医師が専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して個体ごとの詳細な確認を行った上で、必要に応じて精密な検査を行う必要がある。
- ・検査員は各部位の検査場所にいる必要がある。

# と畜検査による廃棄例

獣医学的知識をもった望診・触診(必要に応じ切開)により、他臓器や胴体等への病変の波及範囲を瞬時に判断する必要あり

全身性の疾病の可能性はあるか？  
他の臓器や胴体に波及する可能性はあるか？

牛の肝臓



病変

臓器全体に影響している可能性はあるか？  
それとも影響は限定か？

牛の胴体



牛の肝臓(拡大写真)



**全部廃棄  
又は部分廃棄**

- 影響がある可能性のある臓器・胴体について判定を保留
- 詳細な検査

**部分廃棄(臓器全部)  
又は  
部分廃棄(臓器の病変部位)**

- 影響がある可能性のある臓器について判定を保留
- 詳細な検査

# 「食鳥検査」と「と畜検査」の比較

	食鳥検査	と畜検査
検査対象動物の月齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若齢(肉用若鶏で60日齢)</li> <li>→後天的要素の影響が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢(牛:30か月齢、豚:6か月齢)</li> <li>→後天的要素の影響を受けやすい</li> </ul>
検査対象動物の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の飼養管理の下、飼育された鶏群(ロット)から搬入される</li> <li>→疾病や異常の出現が類似</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な飼養管理下で育てられた動物が搬入される</li> <li>→疾病や異常の出現が個体ごとに様々</li> </ul>
検査方法と難易度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望診、触診による</li> <li>・とたいが小さいので、とたいの内外側面や内臓の状態を一度に確認可能</li> <li>→1羽単位の異常の有無の判断が比較的容易</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望診、触診に加え切開する場合あり</li> <li>・ある部位の疾病や異常から、他の部位への波及を想定して検査が必要</li> <li>・とたいが大きいため、部位ごとに分けて確認する必要</li> <li>→1頭単位の異常の有無の判断が容易ではない</li> </ul>
食用不適となる病変部位の廃棄方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一羽全体などの単位で廃棄するのが一般的(一部廃棄の対象は病変部位に係る筋肉、骨、臓器などの単位)</li> <li>→病変部分を容易に排除することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病変部位を除去して廃棄し、その他は食用とするのが一般的(一部廃棄の対象は病変部位)</li> <li>→病変部位の範囲の判断が必要</li> </ul>

31

と畜検査は、上記のような特性を有していること及び輸出のために、その検査制度は諸外国との整合を図る必要があるため、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化することは難しい